

公告第 8 - 2 3 号
令和 8 年 1 0 月 6 日

愛知県情報サービス産業健康保険組合理事長

任意継続被保険者の上限標準報酬月額について（公告）

健康保険法第 47 条（任意継続被保険者の標準報酬月額）の規定による任意継続被保険者の上限標準報酬月額について、以下のとおり公告いたします。

記

1. 令和 8 年 9 月 3 0 日現在平均報酬月額 3 7 5, 4 8 2 円
2. 任意継続被保険者上限標準報酬月額 3 8 0, 0 0 0 円（2 6 等級）
3. 適用期間 令和 9 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日

以上